

# 目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱

平成2年11月2日付け目都計第345号制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、「目黒区豪雨対策計画（旧：目黒区総合治水対策基本計画）」に基づき、降雨による水害の防止と安全な生活環境の確保に資するため、総合的な治水対策の一環として行う公共施設及び民間施設における雨水流出抑制施設の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## (対策)

第2条 次に掲げる施設の設置若しくは増改築又は排水系統に関する改修（以下「設置等」という。）を行おうとする者は、流域対策の推進のため、当該施設内に雨水流出抑制施設の設置するよう努めるものとする。

- (1) 国、地方公共団体又はその他公共的な団体が設置する施設
- (2) 前号以外の法人又は個人が設置する施設（以下「民間施設」という。）

2 区長は、前項に掲げる施設の設置等を行おうとする者に対し、当該施設内に雨水流出抑制施設を設置するよう指導するものとする。ただし、民間施設にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に基づく開発許可を要する区域内又は敷地面積が500平方メートル以上のものに限る。

## (雨水流出抑制施設)

第3条 雨水流出抑制施設とは、次に掲げる施設とする。

- (1) 雨水の浸透施設
- (2) 雨水の貯留施設
- (3) 前2号の施設を組み合わせた施設

## (抑制対策量)

第4条 目黒区内における雨水流出抑制対策の目標である目黒区豪雨対策計画のとおり、別表の単位対策量により抑制対策量を算定するものとする。

## (技術的事項)

第5条 雨水流出抑制施設の技術的事項に関しては、別に定める「目黒区雨水流出抑制施設技術指針」を標準とし、これにより難しい場合は、区と別途協議するものとする。

## (事前協議)

第6条 第2条第2項の指導により雨水流出抑制施設を設置する者（以下「設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する手続を行う場合には、当該手続（2以上の手続を行う場合は、最初の手続）を行う前に区と協議を行い、協議が整ったときは、総合治水事前協議書（以下「事前協議書」という。）に雨水流出抑制施設計画書（以下「計画書」という。）を付して区長に提出するものとする。

- (1) 都市計画法第30条の規定に基づく同法第29条に規定する開発行為に係る許可申請
- (2) 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づく同法第29条に規定する開発行為に係る協議の申出
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第88条第1項及び第2項におい

て準用する場合を含む。)に規定する確認の申請

- (4) 建築基準法第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する確認を受けるための書類の提出
  - (5) 建築基準法第18条第2項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の通知
  - (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請
  - (7) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項若しくは第7条第1項に規定する計画の認定の申請又は同法第116条第1項に規定する許可の申請
  - (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請
  - (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項まで(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する計画の認定の申請
  - (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項又は第55条第1項に規定する計画の認定の申請
  - (11) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年12月東京都条例第215号)第89条の規定による設置の届出(同条例別表第2第2号に規定する自動車駐車場の設置に係るものに限る。)
  - (12) 東京都下水道条例(昭和34年12月東京都条例第89号)第4条第1項に規定する下水道管理者への届出
- 2 前項各号に規定する手続を要しない場合にあつては、当該施設の設置等の着手を行う30日前に区と協議を行い、協議が整ったときは、事前協議書に計画書を付して区長に提出するものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、この指導要綱の事前協議の規定は、指導要領で定める施設については適用しない。

(排水計画協議)

第7条 設置者が前条の事前協議書及び計画書を提出するに当たっては、あらかじめ次に掲げる者と協議を行うものとする。

- (1) 下水道管理者
- (2) 必要に応じて河川管理者

(完了報告)

第8条 設置者は、雨水流出抑制施設の設置を完了したときは完了報告書を区長に提出するものとする。

(確認)

第9条 区長は、前条の規定により完了報告書が提出されたときは、設置者立会いの上、当該雨水流出抑制施設の設置状況等について確認を行うことができる。

(維持管理及び安全管理)

第10条 設置者は、雨水流出抑制施設の効果が保全できるよう適切に維持管理するものとする。

- 2 設置者は、雨水流出抑制施設及びその周辺施設等の安全保持に関し適切な処置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に区長が定める。

付 則 (平成2年11月2日目都計第345号)

この要綱は、平成2年11月2日から施行する。

付 則 (平成11年4月30日目都計第13号)

この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

付 則 (平成23年2月21日目都整第2095号)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月20日目都整第2581号)

この要綱は、平成26年3月24日から施行する。

付 則 (令和3年6月25日目都整第727号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則 (令和4年4月13日目都整第176号)

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

別 表 (第4条関係)

		単位対策量 (敷地面積1ヘクタールにつき)
第2条第1項第1号に該当する施設		雨水 600立方メートル
第2条第1項第2号に該当する 施設 (道路を除く)	敷地面積が500平方メートル 以上 (大規模民間施設)	雨水 600立方メートル
	敷地面積が500平方メートル 未満 (小規模民間施設)	雨水 300立方メートル
第2条第1項各号に掲げる施設 のうちの道路	車道	雨水 290立方メートル
	歩道	雨水 200立方メートル